（一）　第716号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　（毎月1・16日発行）　昭和37年(1962)9月16日　（日）

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 3033番 7140番
編集兼発行人　澁田紀生

炭労大会・総評大会を通じ、労働者の連帯はいよいよ強化された。さらに団結を強め、差別、切崩しに屈せず、抵抗を強めよう。

合理化に政転斗争打出す

総評第16回定期大会終る

総評（六〇単産四百万人）の第十九回定期大会は、内外の視聴を集めて八月二十四日から五日間、東京文京公会堂でひらかれ「産業別労組の組織強化に努め、合理化には政策転換で対決する」との運動方針および社会党一本支持を絶対多数で採択した。注目された組織方針案は大綱を確認し、組織委員会を構成して十一月ごろ討議を深めたあと、来年の定期大会できめる。「新週刊」廃刊のカンパ処理も、最終決定は十一月予定の臨時大会に持ちこされたが、ことしの大会は激しい意見の対立の中にも〝統一〟をめざしての努力が重ねられ、総評の着実な前進を示したものと考えられるが、大綱はつぎのとおり。

大会には六〇単産六四八名（炭労三一名、うち三池から灰原書記長が出席）の代議員と約千名の傍聴者、また来賓にはとくに世界労連国際自由労連、フランス、キューバなど十三の外国労組代表団が参加した。

商業新聞は、しきりに総評の「右寄り」「経済斗争重点主義」「大人になった」などと報道し、例えば政転斗争のこんごの方向としての国営、社会化討議や組織方針に対する意欲的討論などについてはあえて軽視し黙殺するという具合だった。しかし、実際にはきびしい合理化攻撃や政府・独占の弾圧戦争政策に対決するための真剣な討議がなされたのである。このことは直ちに具体的秋斗方針の中で明らかにされてきた。

運動方針討議の中から

一、炭労政転闘争の発展について

炭労から「政転斗争の評価や位置づけ、および全鉱・全日自労の斗いと結合させ総評の場で一層強化するという方針は理解するが、石炭調査団の態度からみても、極めて悪質なものしか予想されないので、政転斗争につながる発展として石炭産業の国有化、社会化の方向を展望として確立すべきではないか」との質問に対し、

太田議長は「炭労の政転斗争は、ひどい条件下にある炭鉱労働者のクビを守ることが基本だが、四月段階より情勢はきびしいので五・五〇〇トンの拡大などより、国内エネルギーとしての石炭を大切にするため、電気産業の一社化などと共に全体的な指標として国有化の方向で斗わない限り、政転斗争としてのスジが通らない。この斗いには社会党も本腰を入れるべきだ」と答え、基本線が示された。

また、岩井事務局長も活動報告の中で「炭労の政転斗争はこんごの自由化・合理化の指針であり、総評全体で政府に炭労との約束を守らせる力を集中し、不信行為には断固反撃することを決意する」と述べているが、別掲の炭労中斗指令第三二号および その別紙一、当面の斗争方針にみる通り、政転斗争はいよいよ発展し強化されてきた。

二、原水禁問題について

核実験をめぐって、運動方針案は「いずれの国のいかなる理由にも反対する」ことが国民運動をより強化するという立場を堅持しているが、「思想、党派をこえて一致点を求めるという大衆運動の原則に立つなら、対ソ抗議という一致できないもの（共産党などを指す）の押しつけは反対」という強い反対意見が出されて相当な論議になったが、これは「政党支持の自由」と結びついていたのである。

結論としては、米ソの核実験反対決議案（全逓、全電通、合化自治労、国鉄、炭労）を一部修正（核実験禁止協定促進を含めた）した本部案と、核実験禁止協定の即時無条件締結を要求する決議案（対ソ抗議をすべきでないという紙パ、全港湾、全日自労、全国税、全自交、全建労、全電波、全商工、医労協、全労仂、全港建）とを対比して本部案が決定された。賛成四三単産五三五名、反対一五単産七六名

三、政党支持について

昨年同様「総評および国民の大多数から支持されている社会党を支持し、個々の問題に応じて革新政党と協力する」という本部案に対し、「政党支持の原則に立ち、労仂者の政治活動の自由を保障し安保斗争を斗った革新政党と協力しつつ国民的結集の主力となる」との修正案（全日自労、全労仂、全運、全商工、医労協、紙パ、全自交）が対比され、本部案が決定された。賛成三八単産四九八名、反対二二単産一〇三名。

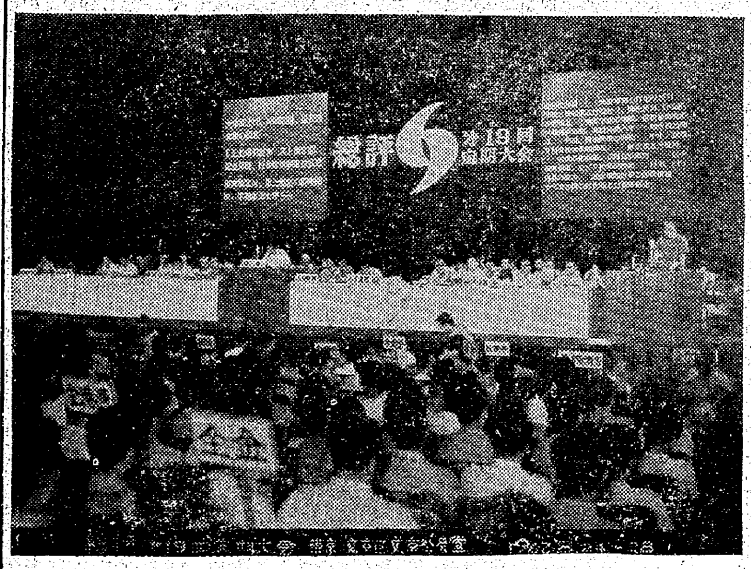

統一を目指して討議した総評大会

組織方針の討議から

組織方針は「はじめに、産業別統一斗争の強化、地域共斗の強化、職場活動、組合民主主義、第二組合、政治斗争の強化、青年婦人部」の各項からなっているが、主な意見はつぎのとおり。

一、職場闘争の位置づけ

きびしい反合理化斗争の中で、しかも分裂と職制強化などのファッショ的組織攻撃に対決するためにも、さらに団結を下部から強める。職場づくりや抵抗、反撃を目指すという職場斗争の位置づけを行ない、諸斗争の経験を含めて職場斗争に対する新たな決意を集中するよう再検討せよ。

なお、分裂問題についても討議を深める必要がある。

二、政治闘争と経済闘争

とくに官公労は相手が政府だから政治斗争と経済斗争の結びつきを全体的に把握すべきである。また国民運動の中に占める労仂者階級の任務の重大さを確認すべきではないか。農民との共斗について実践的に検討せよ。

三、全体的な構えの確立

自由化をひかえてファッショ的な攻撃を決意する独占資本に対する抵抗力を強化する組織対策を検討し、全体的な関連を明らかにせよ。例えば春斗期間だけで最低賃金制を叫ぶのでは話にならない。とくに企業をこえた統一労仂協約に対する方針が不可欠ではないか。

結論

原則として原案を確認するが、組織委員会を構成し検討を加え、来年度大会で討議決定することになった。

その他の重要事項

○新週刊問題

四億円の赤字（人当り一八二円）のため石川達三氏に経営が移行された新週刊は、各単産代表からなる小委員会で経営、経理に綿密な検討が加えられたが、さらに債権債務を整理して十一月臨時大会で全体的に処理する方向で決定することになった。

○秋闘方針

炭労、全鉱、全日自労、公労協、水俣、日通などの諸斗争を結合させる秋斗方針は、当面のカンパ金五〇円を含めて炭労中斗指令第三二号のとおり決定された。

長期争議支援・共闘に関する決議等

五〇組合にのぼる長期争議を支援し共斗を強化する決議その他十数項の決議がなされた。主な決議は電気事業一社化斗争支援・松川事件・国鉄安定輸送・沖縄復帰・朝日さん訴訟支援・日韓会談粉砕・医療と私鉄スト禁反対・白鳥事件支援・軍事基地反対斗争強化・日中国交回復・電話料金値上げ反対水俣斗争・都市清掃推進・全国税その他に対する組織攻撃を粉砕し労仂組合の民主的諸権利を守る決議など。

12日に実力行使

炭労当面の具体的行動を指令

炭労第九回中央斗争委員会は炭労大会後、九月二日にひらき政転斗争をめぐる当面の情勢について分析するとともに、第三十五回臨時大会で決定された「四月五日の時点にたちかえり、あくまで目的達成に向って斗いをすすめる。そのため全体が統一して強力に斗う。具体的には中央斗争委員会に一任する」との方針にもとづき、当面の具体的行動として「中斗発第三二号指令」を出した。

この指令の大綱は(1)まず斗争体制の強化として職場、居住で徹底した教宣、上京団の報告をし、九月六日の地方委員会を皮切りに一週間を斗争体制強化期間として、中執、中斗の全員が各地方、支部でオルグ活動する(2)共斗体制の確立めざし、地域での他産業労仂者、一般住民と交流を深め、十三日から二十三日まで五〇名の逆オルグを全国主要県に派遣する(3)対経営者斗争として団交を精力的に推進する(4)第二次中央動員を九月十日着京で一〇〇名、つづいて十六日に三〇〇名を上京させ、全国逆オルグも九月二十四日中央に集結させ行動に合流させる(5)実力行使として九月十二日一時間五十分の統一スト、答申案の内容不満の場合は直ちに全山一斉二十四時間抗議ストを実施する、というものである。

指令の大要つぎのとおり。

一、実力行使

指標…(1)石炭政策転換諸要求の貫徹

(2)保安施設の改善要求と連続災害に対する抗議

炭労傘下各支部は九月十二日各番方昇坑時一時間五十分の時限ストライキを実施せよ。

二、第二次中央動員

(1)先発座り込み動員

動員割当一〇〇名、十日東京着、都内行動十一日開始

(2)三〇〇名動員

動員割当三〇〇名、十六日東京着、都内行動開始十七日

三、全国逆オルグの派遣

(1)オルグ期間…十三日山元発、二十二日終了、二十四日着京

(2)人員割当五〇名＝九州二四名

四、集会の実施（省略）

五、体制活動の諸活動（〃）

六、オルグの派遣（〃）

スト突入指令

炭労指令にもとづき、三池労組では十日、つぎの指令を発した。

炭労は、資本の独善と不当極まるクビ切り合理化を絶対に許さぬ決意と行動をあくまで貫徹する決定をした。

総評は炭労、全鉱、全日自労の政策転換斗争と公務員給与引上げ、新日窒水俣などの諸斗争を結合させる秋斗方針を確定した自由化や経営不振を口実とする一方的合理化強行に対決し、生命を守り、賃金、労仂諸条件の切り下げや職制のファッショ化に抵抗する構えはいまも全労仂者の統一指標となった。

炭労中斗発第三二号に基づき、左記の通り指令する。

記

一、斗争指標

(1)石炭政策転換諸要求の貫徹

(2)保安施設の改善要求と連続災害に対する抗議

二、期日・規模

九月十二日、各番方昇坑時一時間五十分の時限ストに突入せよ。なお、昇坑後、職場毎に集会をもち意志統一を図ること。

三、その他

(1)九月十日保安点検を実施し十一日集約、十二日には各支部毎に保安改善要求を提示すること。

(2)保安要員については支部、鉱所間で協議決定せよ。

(3)具体的細部事項については支部斗争委員長の指示に従うこと。

以上

政暴法提出のハラ

日韓会談妥結を前に

自民党は政暴法案をつぎの通常国会に再提出しようと準備をすすめている。

政暴法案は、安保斗争の盛り上りにおそれをなした自民党が、労仂運動、平和運動など民主的運動を弾圧し、それらの団体を規制するねらいで昨年五月、第三十八通常国会にとつじょ提出したが、国民の大反撃にあい、二度にわたって連続審議されたあげく、この春ついに廃案になってしまったものである。

しかし、自民党はこの〝敗戦〟にもあきたらず、池田首相ら幹部もしばしば「政暴法はもう一度提出して成立させる」と公言していた日韓会談妥結を国会にかける前に反対運動を押える政暴法案をぜひ成立させておきたいという意図がしめされている。